

神奈川県電気機械器具造業最低工賃の改正決定に係
る関係家内労働者及び関係委託者の意見聴取に關す
る公示

神奈川県労働審議会一般公示第1号

神奈川県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について調査審議を行
うに当たり、家内労働法（昭和45年法律第60号）第11条第1項の規
定に基づき、意見を聴取するので、神奈川県内の関係家内労働者又はこれ
に委託をする委託者であって意見を述べようとする者は、その意見を別紙
様式により令和8年3月17日までに、神奈川県労働審議会（横浜市中
区北仲通5丁目57番地横浜第二合同庁舎8階神奈川県労働局労働基準部賃
金室内）あて提出されたい。

令和8年3月3日

神奈川県労働審議会

会長 高井 文子

別 紙

意 見 書

令和 8 年 3 月 3 日貴会が家内労働法第 1 1 条第 1 項の規定に基づき公示した神奈川県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について、下記のとおり意見を提出する。

記

令和 年 月 日

提 出 者

住 所
氏 名
職 業

印

神奈川県労働審議会

会長 高井 文子 殿